

こ支家第 2 4 3 号
令和 8 年 4 月 17 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業について、今般、別紙 1 から別紙 5 を定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、令和 7 年 4 月 7 日こ支家第 196 号こども家庭庁支援局長通知「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について」は、令和 8 年 3 月 31 日限りで廃止する。

(別紙1)

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱

1 目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は5に掲げる実施方法を適切に行うことができると認めた者に委託して実施できることとする。

3 対象施設・対象者

本事業の対象施設は次に掲げる「送り出し施設」（研修に職員を派遣する施設。以下同じ。）及び「受入施設」（実践研修先として、送り出し施設の職員を受け入れる施設。以下同じ。）をいい、対象者は対象施設の職員とする。

(1) 送り出し施設

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

(2) 受入施設

(1) の施設のほか都道府県が適当と認める施設（障害児入所施設等）

4 事業内容

(1) 短期研修

ア 各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図ること。

イ おおむね3～4日程度の宿泊研修とするが、地域の実情に応じて通いの研修も短期研修の対象として差し支えないこと。

(2) 長期研修

ア 一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員を障害児入所施設や家庭環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族再統合の取組を実施している施設等において専門性を共有するための実践研修を行うこと。

イ 都道府県に1か所研修調整機関を設け、長期研修の円滑な実施を図ること。

(3) 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修

ア 「『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方』について」（平成30年7月6日子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）の内容を参考に、都道府県の実情及び各施設種別に応じた研修を行うこと。なお、「高機能化に必要な人材を育成するための研修カリキュラム」（別添1）及び「小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修カリキュラム」（別添2）も参照すること。

イ おおむね3～4日程度の宿泊研修とするが、地域の実情に応じて通いの研修も対象として差し支えない。

5 実施方法

- (1) 都道府県は各施設に対して、3に定める職員の各種研修への参加を支援すること。
- (2) 長期研修については、研修コーディネーターを配置し、以下の研修調整機関事務を行うこと。

ア 研修希望者の登録

イ 研修受入可能人数等の登録

ウ 受入施設及び送り出し施設における受入（送り出し）の時期・期間・人数等の調整

エ 受入施設及び送り出し施設の勤務条件等の確認

オ 代替職員のあっせん・費用の交付

カ 研修に伴う旅費等の支給

キ その他研修調整機関事務として必要な業務

6 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

高機能化に必要な人材を育成するための研修カリキュラム

科目	形態	内容(例)
研修計画(共通)	講義	・自治体における研修目標 ・研修計画の策定のあり方 ・効果的な研修のあり方 ・研修の評価と計画へのフィードバック ・その他
研修技法(共通)	演習	・ロールプレイング ・討議 ・事例検討 ・OJT(On-the-Job Training) ・効果的な研修方法を構築する視点 ・その他
研修計画とプログラムの作成(共通)	演習	・研修ニーズの把握 ・研修計画の立て方 ・研修プログラムの作成の仕方 ・その他
入所児童の精神的・行動的な問題の理解とその対応(概論)	講義	・アセスメントと子どもの理解 ・入所児童の精神的・行動的な問題の意味 ・入所児童の精神的・行動的な問題の背景と原因 ・入所児童の精神的・行動的な問題に対する適切な対応のあり方 ・入所児童の集団的な問題行動の理解 ・入所児童の集団的な問題行動に対する適切な対応のあり方 ・行為障害と非行(背景と原因) ・その他
反応性愛着障がいとトラウマ	講義	・アタッチメントとは ・トラウマ(心的外傷)とは ・アタッチメントとトラウマの関係 ・反応性愛着障がいとトラウマに対する治療的アプローチについて ・その他
医療的ケアを必要とする子どもへの対応及び児童相談所、その他関係機関との連携	講義	・医療的ケアを必要とする子ども ・児童相談所との連携 ・医療職との協働 ・その他
発達障がい	講義	・ADHD(注意欠陥多動性障がい)とは ・LD(学習障がい)とは ・PDD(広汎性発達障がい)とは ・発達障がい児への治療教育的アプローチ ・発達障がい・児童虐待・非行との関係 ・その他
子どもの行動上の問題への対応について	演習	・行動上の問題の発生予防 ・行動上の問題発生時の初期対応 ・チームアプローチ・職員間の連携 ・子どもへの適切な対応のあり方 ・集団による問題行動への対応について ・その他
重複障がい児に対するケースカンファレンス —チームアプローチ—	演習	・目的の明確化 ・事前資料の作成 ・進行の在り方 ・その他

小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修カリキュラム

科目	形態	内容(例)
研修計画(共通)	講義	・自治体における研修目標 ・研修計画の策定のあり方 ・効果的な研修のあり方 ・研修の評価と計画へのフィードバック ・その他
研修技法(共通)	演習	・ロールプレイング ・討議 ・事例検討 ・OJT(On-the-Job Training) ・効果的な研修方法を構築する視点 ・その他
研修計画とプログラムの作成(共通)	演習	・研修ニーズの把握 ・研修計画の立て方 ・研修プログラムの作成の仕方 ・その他
社会的養育における現状と課題、及び施設の小規模かつ地域分散化計画	講義	・28年改正児童福祉法の理念 ・新しい社会的養育ビジョン ・都道府県社会的養育推進計画 ・児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の計画的推進 ・子どもの権利擁護と課題 ・その他
小規模かつ地域分散化の実践から① ～すでに実施している施設の取組～	講義	・小規模かつ地域分散化の経緯と準備 ・ハード面(建物等)と職員の体制 ・子どもの編成 ・実施上の課題とその対応 ・小規模化による子どもへの影響 ・小規模化による職員への影響 ・その他
小規模かつ地域分散化された施設における日々の養育①	講義	・安心、安全な環境作りとつながりのある養育 ・衣食住のもつ意味 ・子どもとの個別的関わりと小規模なグループでの養育 ・子どもと養育者の関係作り ・養育者に求められるもの ・その他
チームワークと機関連携	講義	・職員間の連携とスーパーバイズ ・拠点施設との連携 ・関係機関や地域との連携 ・緊急時の対応 ・職員の育成とメンタルヘルス ・その他
小規模化の実践から②	演習	・小規模化の実践から(好取組など) ・小規模化の課題と対応(グループ討議) ・シミュレーションの作成 ・その他
家庭的養護における日々の養育②	演習	・事例検討 ・関わりながらの行動観察(ロールプレイ) ・家庭的養護の課題と対応(グループ討議) ・集団による問題行動への対応について ・その他